

掛川市告示第 42 号

掛川市在宅ねたきり老人等介護者慰労金支給要綱（平成 17 年掛川市告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

掛川市長 久保田 崇

第 2 条中「要介護 4 以上であること」を「要介護 4 以上であるものをいう」に改める。

第 7 条第 1 項中「前条」を「第 5 条」に、「支給の決定」を「申請」に改め、「属する月」の次に「の翌月」を加え、「次条」を「第 8 条」に改め、同条第 2 項中「、8 月及び 12 月」を「及び 10 月」に、「前 4 月分」を「前々月までの分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（支給の制限）

第 7 条の 2 市長は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該月の慰労金は、支給しない。

- (1) 在宅ねたきり老人等が、入院等により 1 か月に 15 日以上在宅で介護を受けなかったとき。
- (2) 介護者が、1 か月に 15 日以上在宅ねたきり老人等を在宅で介護をしなかったとき。

附則に次の 1 項を加える。

4 要介護認定に係る通知の遅延により、当該通知のあった日（以下「認定日」という。）の属する月の末日までに第 5 条の規定による申請ができなかった場合において、認定日の属する月の翌月末日までにその申請をしたときにおける第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「属する月の翌月」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。